

平成 27 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社コーセーアールイー
代 表 者 代表取締役社長 諸藤 敏一
(コード番号：3246 JASDAQ・福証)
問合せ先 常務取締役管理部長 吉本 晋治
(TEL：092-722-6677)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 26 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 23 日開催予定の当社第 25 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。）の施行並びにこれに伴う上場制度の整備を踏まえ、取締役会の監督機能を強化してコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することとし、当社定款について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成27年 4 月 23 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成27年 5 月 1 日（改正会社法施行日）

4. その他

当社は、改正会社法施行日前まで「監査役設置会社」及び「監査役会設置会社」であり、当該定時株主総会においては、現行の会社法及び定款等に従い、取締役並びに監査役の選任を付議いたしますが、本定款変更の効力が生じたときをもって、これらの取締役、監査役が任期満了となるため、取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに監査等委員である取締役の選任を併せて付議いたします。各役員候補者につきましては、平成27年 3 月 12 日公表の「平成27年 1 月期決算短信 添付資料 6. その他 (2) 役員の変動」に記載のとおりであります。

なお、本件に伴うコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、本定款変更の効力発生日以降速やかに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出してお知らせいたします。

以上

(別 紙)「定款一部変更の件」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、社外取締役との間で、会社法423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役会は、各監査役が招集する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>3. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 41 条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第42条～第43条 (条文省略) (報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が 監査役会の同意を得て定める。 第45条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算 第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会 を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会に関する事項につい ては、法令または本定款のほか、監査等委 員会において定める監査等委員会規程 による。</p> <p>第 6 章 会計監査人 第35条～第36条 (現行どおり) (報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が 監査等委員会の同意を得て定める。 第38条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社は、第 25 期定時株主総会にお いて決議された定款一部変更が効力を 生ずる前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役であった者の損 害賠償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議により免除することがで きる。</p> <p>第 2 条 本定款の変更は、「会社法の一部を改 正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行日をもって、その効力を生ずるも のとする。なお、本条は、本定款の変更 の効力発生日経過後、これを削除する。</p>